

## 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 理事会規程細則

### (目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）の理事会規程（以下「規程」という。）第9条及び第12条の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とし、そのために必要な事項について定める。

### (電話会議及びテレビ会議方式)

第2条 規程第9条1項の決議においては、当該理事会の開催場所に存しない理事または監事であっても、電話会議またはテレビ会議により他の出席者と円滑に意思疎通ができる場合には、出席したものとする。

- 2 前項の場合で、電話会議またはテレビ会議による出席をする理事が複数名いる場合には、当該理事会の開催場所には、少なくとも1名の理事が存することを要する。

### (電話会議、テレビ会議による出席がなされた場合の議事録)

第3条 前条の場合、規程第12条1項(1)の記載事項には、電話会議、テレビ会議により、当該場所に存しない理事、監事が出席した場合における当該出席の方法を含めるものとする。

### (同意の意思表示の方法等)

第4条 規程第9条4項に基づく決議（以下「書面決議」という。）の提案が電子メールによりなされた場合、理事及び監事は、当該電子メールを受信したことを事務局に電子メールにて通知するものとする。

- 2 書面決議における同意（監事においては異議がない旨。以下同様とする。）の意思表示は、提案に対する同意書に各理事又は監事が署名押印し電子メール添付にて本条第4項に従って設定された期限（以下「設定期限」という。）までに理事会メンバーリスト宛てに電子メールにより到達させる方法によって行うものとする。なお、事務局における記録保存のため、当該同意書の原本を速やかに事務局に郵送するものとする。
- 3 書面決議の提案がなされた日の翌日から起算して7日間は、書面決議の提案をする理事及び当該理事が指名する応答者が他の理事及び監事からの質疑に応答する期間（以下「質疑応答期間」という。）とする。
- 4 書面決議の提案に関する同意の意思表示は、質疑応答期間の最終日の翌日から起算して5日の間とする。
- 5 書面決議の提案をする理事は、他の理事が書面決議に付された議案の検討を十分できるよ

う必要な書類を添付するよう最大限努める。

- 6 書面決議の提案をする理事は、書面決議に付された提案について、質疑がある場合に備え、書面決議の提案をする理事及び当該理事が指名する応答者の連絡先を理事及び監事全員に周知する。

(書面決議の場合の議事録)

第5条 書面決議を行った場合の議事録は事務局員が作成し、会長がその内容を確認することとする。

(附 則)

この細則は、平成29年9月3日から施行する。